

	<p><b>現状</b></p> <p>平成21年4月に下野市障がい者相談支援センター設置され、身近な地域で一般相談ができるようになりました。</p> <p>また、平成24年4月の自立支援法の一部改正により「サービス等利用計画」が障害福祉サービス利用希望者全員に策定されることにより、生活相談・障害福祉サービス利用に関する情報提供・申請手続きの援助等、障がい者及びご家族の一人ひとりのニーズに応じた支援が実施できることとなりました。</p> <p>その他、成年後見人制度が地域生活支援事業の必須事業となり、障がい者の権利擁護推進をしています。</p> <p>*サービスの見込量・実績については別紙参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定特定相談支援事業所、相談支援専門員の増加</li> <li>・障害者虐待防止法、優先調達推進法の制定</li> <li>・市内相談支援事業所連絡会、市内施設連絡会、地域活動支援センター会議等の定期的な開催</li> <li>・障がい児の放課後等の支援施設の整備（こども通園センターけやき）</li> </ul>
<p>1 生活支援の充実</p>	<p><b>今後の課題・方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●見込量の作成は、どのような基準をもとに作成されたものか明確にする必要がある。</li> <li>●福祉に対する満足度調査を実施していく必要がある。</li> <li>●見込量に対する確保策は、どのくらいうまくいったから量が増えたなどの明記が必要。</li> <li>●地域移行・地域定着見込み量を増やす ⇒精神保健福祉法改正に伴う地域移行支援充実のため</li> <li>●A・B型就労支援を増やしていった方が良い</li> <li>●施設の整備計画によって計画内容も大きく変わると思う</li> <li>●他市町では、サービス利用も財政上の制限があるが、下野市は制限がないことは、事業者にとってありがたいことである。これは、下野市における利用者の利点にあげられるのではないか</li> <li>●地域の特性を取り入れた内容が良い</li> <li>●将来的に生活介護が不足すると考えられる</li> <li>●最重度の方の利用施設が県南にない</li> <li>●量的ケアの居場所がない</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援の見込み量を増やす</li> <li>●計画相談事業所のスタッフ増加したことに伴って事業所の見込みを増やす</li> </ul>
<b>2 生活環境の充実</b>	<p><b>現状</b></p> <p>障がいのある人が安心・安全に生活できるような支援として、災害時等に要援護者が支援を受けるための要援護者名簿の登録や見守り情報キットの配布等の連携システムが進んできました。</p> <p>しかし、登録は、個人情報保護の主旨より申請となっています。</p> <p>また、デマンドバス・福祉タクシー・有償運送サービス等の移動支援についても継続実施をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応マニュアルの改正</li> <li>・防災訓練の開催</li> <li>・市民へ緊急情報の発信</li> </ul>
	<p><b>今後の課題・方向性</b></p> <p>●地域での見守りで、高齢者は、自治会加入しているが、障がい者は自治会加入していない場合もある。単身障がい者は、どのくらいの数がいるのか。民生委員の活用など相互の連携システムが必要。</p>

### 3 保健・医療体制の充実

#### 現状

難病患者を含めた障がいのある人の障がいによる生活のしにくさの軽減、自立の促進を図るため、保健・医療・福祉の連携を図っています。

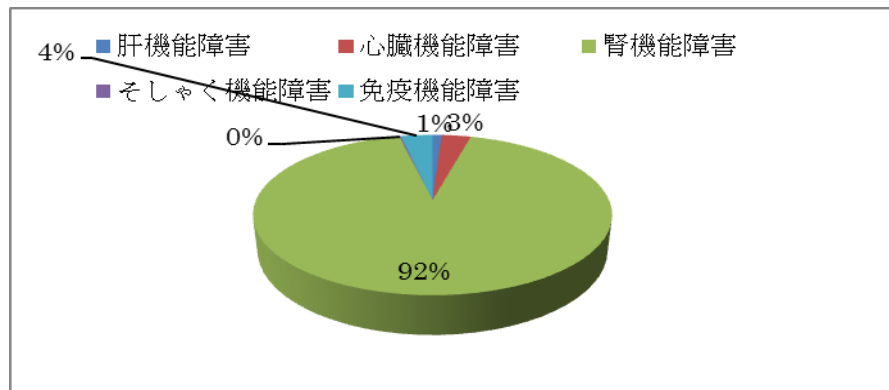
●自立支援法が総合支援法に変更となり、難病患者の方も障害福祉サービスの対象となりました。

難病患者数（特定疾病患者手当）：424人（うち小児74人）

難病患者で福祉サービス利用者数：0人（H26.3末）

●平成25年度より、県に精神医療相談体制が整備され、休日・夜間の対応が可能となりました。

●更生医療の障害の別



#### 今後の課題・方向性

●医療的ケアの必要な児の支援の充実

県内4か所で預け先が限られている。短期入所も連続利用日数の制限がある。

●サポートファイルの配布・活用の工夫

サポートファイルは、現在こばと園で配布している。ファイルの周知に努めているものの、どの段階で紹介するかはデリケートなところである。また、現行のものは保護者が記入する形なので、忙しい育児の合間では手間がかかるデメリットもある。節目ごとに面接者が記入してファイリングできる形などに改良することも必要。

●更生医療の腎機能障害のしめる割合が多い。必要な医療を継続的に受けられるよう医療費の負担軽減を行うことはもちろんであるが、生活習慣による症状悪化を防ぐ予防的活動にも今後はさらに重点を置く必要がある。

## 現状

一人ひとりの健やかな発達を確保するために、多様なニーズに適切に応えられる療育・保育・教育が提供されています。また、関係機関の連携を図ることで、体制強化を図っています。

### ●市内障害児保育受入実施保育園・幼稚園数（H25 年度末時）

（幼稚園：6/7 園、24 人）

（公立保育園：3/5 園、8 人）

（私立保育園：1/5 園、1 人）※別紙参照あり

### ●市内療育機関数（2 機関）

#### こばと園利用状況

児童発達支援	58 人	平均利用日数	0.9 回/人/月
放課後等ディ	61 人	平均利用日数	1 回/人/月

#### けやきの利用状況（H26.3）

児童発達支援	3 人	平均利用日数	8 日/人/月
放課後等ディ	47 人	平均利用日数	6.8 日/人/月

### ●下野市特別支援教育推進計画の作成（平成 24 年 3 月）

H24～27 年の 4 か年計画。

## 4 保育・教育体制の充実

### 今後の課題・方向性

●障害児保育に携わる幼稚園教諭、保育士の確保が難しい。障害児保育に携わるスタッフの研修会等も必要で下野市全体の底上げを図っていく必要性あり。

●子どもの支援に加え、保護者がトータル的に相談できる機関があるとよい。こばと園における相談機能を充実させる必要がある。なお、こばと園における児童発達支援の充実を図るために、H27～放課後等ディを実施しない方向。

### ●学校（サポートセンター及び特別支援コーディネーター）との連携

就学前の状況を「個別指導計画」を通して文書にて、就学の際の引き継ぎを確実にを行う必要あり。また、幼・保・小と一貫した支援が提供できるような資質の向上と連携を図る必要あり。

また、義務教育終了後の進路について、本人の能力に応じて適切に選択できるよう情報提供し、必要な機関につなぐ必要あり。

●H26.1 月開設のけやきが放課後等デイサービスを行っているが、すでに定員を超える利用希望者数があり、ニーズの高さがうかがえる。今後は、さらなるサービスの充実が必要。

## 現状

一般就労が困難な障がい者に対して、障害福祉サービスの中で、就労に向けた支援である就労移行支援サービス、就労継続支援サービスを提供しています。

なお、市内事業所においては、訓練の一つとして施設外就労支援を取り入れ、一般就労へ向けてより現実的な支援を提供しています。

### ■下野市在住の方（ハローワーク小山登録者）の就職状況

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
身障がい者	5人	5人	10人	10人	8人	
知的障がい者	4人	7人	2人	5人	5人	
精障がい者	1人	4人	4人	1人	1人	
その他の障がい者	0人	0人	0人	0人	0人	

・市は、障害者優先調達推進計画を策定し、目標額を定めた

H25年度方針 500千円、実績 457千円

H26年度方針 千円

・年々、就労を希望する障がい者の数が増えている。できるだけ高い賃金を希望し、就労継続支援A型の事業所を選択したいが、市内・近隣に事業所がない。

## 5 就労支援の充実

### 今後の課題・方向性

県南地区にも、就労継続支援A型事業所の設立を目標としたい。

就労の機会を提供するための支援として、NPO等の設力が、できれば良い。

ハローワークとの連携を図る。

\*事業所が増えたり、NPO設立に必要な事は何なのか？

・個々のニーズやアンケート等により、利用希望者を把握する必要がある。その数値をもって事業所等に説明をしていく。

・新規でNPO法人や株式会社を設立する場合、委員を含め、有志を募る必要がある。

・現在、障がい者を雇用している企業には、A型や就労移行支援事業所の啓発、説明を行う。

<b>6 社会参加の支援</b>	<b>現状</b>
	<p>市内には、日中活動系サービス事業所が2か所、障がい児入所施設・障がい者支援施設が1か所、障がい児通所施設が2か所、日中一時支援事業所が3か所、精神障がい者対象グループホームが2か所、地域課活動支援センターが3か所あります。文化活動、スポーツ交流などの参加も継続実施されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県障害者スポーツ大会</li> <li>・市ふれあい福祉運動会</li> <li>・青年サークル（ゆうゆうすまいる）</li> <li>・福祉フェスタ、産業祭等の交流事業への参加</li> <li>・地域生活支援事業（移動支援）を利用した社会参加</li> </ul>
	<b>今後の課題・方向性</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回のイベント的な大会では、社会参加と言えないのではないか？</li> <li>・よりよい社会参加を求めるために、参加者や保護者の意見を求める必要があるのではないか？</li> <li>・外に出かける機会をつくるためには、「支援してくれる店舗」困った時に支援を求められる「障がい者を守る家」など、多くの支援してくれる人が必要である。</li> <li>・地域活動支援センターの本来の目的である、社会参加の場の提供を充実する。また、カフェ的な役割を果たし、障がいの普及啓蒙の場とする。</li> <li>・イベントに関しては、参加した事業所から情報を提供してもらい、各事業所と共有できるようにしたい。</li> </ul>

7 支え合う地域づくりの推進

現状

毎年、福祉フェスタに地域自立支援協議会コーナーを設置し、市民への障害福祉の理解促進、広報活動等を実施している。

また、ボランティアの育成活動についても継続実施していきたい。障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるための取り組みを継続実施しています。

- 地域生活支援事業（理解促進啓発事業）の実施
- 地域生活支援事業（自発的活動支援事業）の実施

今後の課題・方向性

専門家による講座の開催

- 成年後見人制度の利用について
- 親なき後の生活支援
- 社会資源（事業所、年金等）について

障がい者雇用事業所の表彰とか

ボランティアの育成事業とNPO法人等の設立をセットで説明する。









